

審査事務規程の一部改正（第22次改正）について

平成16年6月8日
業務部業務課

1. 改正の背景

(1) 側面衝突時の乗員保護性能関係

細目告示及び適用関係告示が一部改正され、側面衝突時の乗員保護性能に係る技術基準の一部が改正された。なお、今回の改正は移動式変形バリアの特性の安定化を目的としたもので、自動車の安全性能の評価には影響がないものである。

この規定は、平成16年7月16日以降に型式指定等を取得する自動車から適用される。

なお、継続生産車、並行輸入車等は、改正前の基準に適合するものであればよいこととされた。

(2) 特殊自動車のディーゼル黒煙規制関係

適用関係告示が一部改正され、軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車に対する無負荷急加速黒煙規制については、平成18年以降の排出ガス規制が適用される自動車に適用されることとされた。この結果、平成15年排出ガス規制が適用されている自動車については、無負荷急加速黒煙規制の適用が除外されることとされた。（平成16年6月10日から施行）

2. 主な改正概要

(1) 側面衝突時の乗員保護性能関係

改正前の細目告示別添24「側面衝突時の乗員保護装置の技術基準」に適合している自動車については、改正後の基準に適合するものとして取扱うこととし、そのための規定を追加した。（4-27-1(10)、4-27-7-1(7)、4-27-8-1(7)、4-27-9-1(7)、4-27-10-1(10)）

(2) 特殊自動車のディーゼル黒煙規制関係

軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車であって、平成15年排出ガス規制が適用されているものについては、無負荷急加速黒煙規制の適用を除外することとし、そのための規定を追加した。（4-50-1-1③、4-55-4(1)、4-55-5、5-50-1③）

(3) その他

第20次改正及び第21次改正の項目ずれ等について訂正を行う。（3-3-15(2)、4-17-2-2、4-17-6-2-2、4-30-8、4-63-2、4-63-9-2、5-63-2）

3. その他

この規程は、平成16年6月10日から施行する。